

分収割合変更等に関する検討資料

森づくり推進課

分収割合変更等に関する手法

手 法	説 明	可能性
<p>1 個人県民税の減免等</p> <p>{ (1) 分収割合の変更に応じてくれた土地所有者の個人県民税を減免 }</p> <p>{ (2) 分収割合の変更に応じてくれた土地所有者の個人県民税を寄付金として控除 }</p>	<p>(個人県民税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民税と市民税を併せた個人住民税の賦課徴収は市町村が行う。(地方税法第 41 条) ・個人県民税の減免は市町村長が減免した場合にその割合と同じ割合で減免されたものとする(地方税法第 45 条) ・減免は、天災その他特別の事情があるものに限り市町村の条例に定めるところにより市町村長が決定(地方税法第 323 条) <p>県税務課の見解</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減免制度はあくまでも、担税力が減少したものに対し行うものであり、公益のための減免適用についても同様 ・「特別の事情」による減免措置は、他の納税者から見ても納得が得られ、税の公平性が保たれるべきものとして条例に基づき市町村長が判断・決定する ・相談のあった分収割合変更にかかる県民税の減免については上記から考えて困難と考える <p>(寄付金控除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人への寄付金が対象 ・公益の増進に寄与するための支出に充てられる寄付金であることが認められる必要あり 	×
<p>2 分収割合変更をせず将来投資額を土地所有者が負担</p> <p>{ 土地所有者負担額は、皆伐時の立木収入で相殺 }</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の事業は、作業道の開設を含めた搬出間伐が主体であり必要経費(投資額)は間伐収入から得るシステムとなっている ・補助対象とならない保育(切捨)間伐等は、費用負担が大きいため当面の間は実行が困難 ・今後必要な事例が生じた公社営林について、土地所有者と交渉のうえ一定の負担を求めることを検討する必要あり ・公社営林の現地巡回費用など、公社営林として持ち続けることで発生する負担を求めることも検討する必要あり 	△
<p>3 分収割合変更をせず間伐収入すべてを公社収入とする</p> <p>{ これまでは、間伐収入も分収割合に応じて土地所有者に配分 }</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐収入を全額公社収入にした場合と、主伐収入を含めたトータル分収割合の比較を土地所有者に説明したうえで、理解を求める必要あり 	△